

ケア・ガーデン青森 ご利用料金表（通所リハビリ）

令和1年10月1日現在

要介護1～5の方

単位：円

介護度	負担割合	介護保険対象内負担額				合計(A)	食費(B)	合計(A+B)
		基本単位(日)	サービス提供体制強化加算(I)イ	中重度者ケア体制加算	入浴介助加算			
要介護1	1割	670	18	20	50	758	690	1,448
	2割	1,340	36	40	100	1,516	690	2,206
	3割	2,010	54	60	150	2,274	690	2,964
要介護2	1割	801	18	20	50	889	690	1,579
	2割	1,602	36	40	100	1,778	690	2,468
	3割	2,403	54	60	150	2,667	690	3,357
要介護3	1割	929	18	20	50	1,017	690	1,707
	2割	1,858	36	40	100	2,034	690	2,724
	3割	2,787	54	60	150	3,051	690	3,741
要介護4	1割	1,081	18	20	50	1,169	690	1,859
	2割	2,162	36	40	100	2,338	690	3,028
	3割	3,243	54	60	150	3,507	690	4,197
要介護5	1割	1,231	18	20	50	1,319	690	2,009
	2割	2,462	36	40	100	2,638	690	3,328
	3割	3,693	54	60	150	3,957	690	4,647

その他の介護保健施設サービス費		負担割合			
		1割	2割	3割	
介護職員処遇改善加算I	所定単価より算定した単位数の合計	所定単価×0.047/月			
リハビリテーションマネジメント加算(I)	リハビリテーション計画を策定し、自立のために必要な支援方法や生活上の留意点を共有し、リハビリテーションを行った場合 上記内容に加えて、厚生労働省のデータ収集事業に参加し、データを提出していること。	月4回以上の通所を利用する場合	330円/月	660円/月	990円/月
リハビリテーションマネジメント加算(II-1)		開始から6ヶ月以内	850円/月	1,700円/月	2,550円/月
リハビリテーションマネジメント加算(II-2)		開始から6ヶ月以降	530円/月	1,060円/月	1,590円/月
リハビリテーションマネジメント加算(III-1)		開始から6ヶ月以内	1,120円/月	2,240円/月	3,360円/月
リハビリテーションマネジメント加算(III-2)		開始から6ヶ月以降	800円/月	1,600円/月	2,400円/月
リハビリテーションマネジメント加算(IV-1)		開始から6ヶ月以内	1,220円/月	2,440円/月	3,660円/月
リハビリテーションマネジメント加算(IV-2)		開始から6ヶ月以降	900円/月	1,800円/月	2,700円/月

短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から3ヶ月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合	110円/日	220円/日	330円/日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ(週2回まで)	リハビリによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した認知症利用者に対し実施	240円/日	480円/日	720円/日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ(月4回以上)	(退院(所)日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内)	1,920円/月	3,840円/月	5,760円/月	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実の為に目標を踏まえたりハビリテーション計画を策定し、利用者の能力の向上を支援した場合	開始から3ヶ月以内	2,000円/月	4,000円/月	6,000円/月
		開始から3ヶ月を超6ヶ月以内	1,000円/月	2,000円/月	3,000円/月
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対し、個別の担当者を定めてケアを実施	60円/日	120円/日	180円/日	
栄養改善加算(通所開始時より3ヶ月間、週2回迄)	低栄養状態又はその恐れがある利用者に対し、栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合	150円/回	300円/回	450円/回	
栄養スクリーニング加算(6ヶ月に1回限度)	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合。	5円/回	10円/回	15円/回	
重度療養管理加算	要介護3.4.5であって厚生労働大臣が定める状態である利用者に対し、医学的管理のもと利用する場合	100円/日	200円/日	300円/日	
事業所が送迎を行わない場合	自宅と通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合	所定単位数から片道47円減			

※サービスの提供時間は6時間以上7時間未満です(短時間利用もご相談に応じます)。

※送迎時の交通渋滞によるサービスの提供時間の短縮があった場合(特に冬期間)やご利用者の体調不良等でサービスの提供時間に短縮があった場合は、介護保険自己負担額に減額等の変更があります。

※介護保険の改正等により、利用料金を改正させていただくことがあります。

※クラブ活動で手工芸等を行う際に、別途材料費をいただくことがあります。その際には、事前に了承をいただいでから実施します。

利用料金やサービス内容については、当施設支援相談員までお気軽にお問合せください。